

総務省承認	No. 26992
承認期限	平成20年3月31日まで

提出先	中小企業庁事業環境部企画課調査室
提出期限	平成19年9月18日

秘 **平成19年中小企業実態基本調査** **(調査票乙)**

平成19年9月1日 経済産業省中小企業庁

この調査により報告された記入内容は統計法により秘密が保護されています。
この調査票は、税務申告等とは一切関係なく、統計的に処理され、申告者の不利益になるようなことはありませんので、事実をありのまま記入してください。

整理番号（この欄は、中小企業庁が使用します。）

法人企業用

本社または本店 の所在地		電話番号 (代表)	
		記入者の氏名 (調査票内容の照会 に回答いただける方)	フリガナ
企業の名称	フリガナ	電話番号 (記入者の連絡先)	

※代表と異なる場合のみご記入ください。

- ※ 上記赤枠内の記入をお願いします。
※ 事前に印刷されている企業情報に誤りがある場合は、二重線で消し、正しい企業情報をご記入ください。

【調査票記入にあたっての注意事項】 **※ご記入いただく前に、必ずお読みください。**

- この調査票は、法人企業用の調査票です。御社が個人企業（個人事業者）の場合は、あらためて個人企業用の調査票（調査票甲）をお送りしますので、下記問い合わせ先までご連絡ください。
- この調査は、会社（株式会社、特例有限会社、合名会社、合資会社、合同会社）を対象とした企業単位の調査です。事業所単位の調査ではありません。本店、支店、営業所、工場などを含めた企業全体について記入してください。
- 平成18年度の決算期数値で記入してください。それが困難な場合は、直近の決算期の数値によって記入してください。
- この調査票は2ページ目以降、見開き左ページが記入説明、見開き右ページが記入欄という構成になっています。記入箇所は赤枠で囲んでありますので、赤枠内の記入をお願いします。また、記入の際は、左ページの記入説明を参考にしてください。
- 調査票の記入は黒または青のボールペンなどを用い、はっきりと記入してください。
- 記入の内容について照会する場合がありますので、上記赤枠内の記入者の氏名及び連絡先の電話番号を必ず記入してください。内線番号がある場合は、その番号も記入してください。
- 後日調査担当より、記入内容について確認させて頂く場合もありますので、記入の終わった調査票はコピーをとり、控えとして12月までお持ちください。
- 記入の終わった調査票は、同封の返信用封筒（黄色）に入れ、郵便ポストに投函してください。（切手は不要です。）

投函期限：平成19年9月16日（日）

- 本統計調査についてご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

◆ 問い合わせ先（フリーダイヤル）：0120-434-369

受付時間：平日（月～金）9：00～18：00（土日、祝祭日はつながりません。）

【提出先】
経済産業省中小企業庁事業環境部企画課調査室
〒100-8912 東京都千代田区霞が関1-3-1
中小企業実態基本調査事務局

【ホームページ】
経済産業省中小企業庁ホームページアドレス
<http://www.chusho.meti.go.jp/>
中小企業実態基本調査ホームページアドレス
<http://www.chusho.meti.go.jp/koukai/chousa/kihon/index.htm>

右ページ問5の記入説明

『問5』の**資産**の各調査項目の内容は以下のとおりです。

資産	流動資産	現金・預金		現金、当座預金、普通預金及び郵便貯金など。定期預金、定期積金、金銭信託及び郵便貯金（積立貯金）などについては、1年以内に期限の到来するものが該当。
		受取手形・売掛金		通常の営業取引によって生じた手形債権及び未収金。
		有価証券		市場性のある短期所有目的の有価証券（売買目的有価証券）及び1年以内に満期の到来する有価証券（満期保有目的有価証券）。担保差し入れ有価証券を含む。
		棚卸資産		商品、製品、半製品、仕掛品、原材料、貯蔵品及び半成工事（未成工事）など。
		その他の流動資産		前渡金、立替金、前払費用、前払利息・割引料、繰延税金資産、未収収益、未収利息、短期貸付金及び未収金など。
	固定資産※	有形固定資産	建物・構築物	事務所、店舗、工場及び倉庫などの建造物、社宅、電気設備などの建物、橋、舗装道路及び煙突などの構築物のほか、暖冷房設備、照明設備、昇降機などの付属設備を含む。
			機械装置	工作機械、化学反応装置などの機械装置及びそれに付属する設備。
			船舶、車両運搬具、工具・器具・備品	タンカー、貨物船、はしけ及び漁船などの船舶、鉄道用車両及び自動車などの車両運搬具、測定工具、検査工具などの工具、試験機器、測定機器などの器具及び事務機などの備品（耐用年数1年以上で相当価額以上のもの）。
			土地	工場、事務所及び社宅などの経営目的のために使用している土地。販売目的、投資目的の土地は除く。
			建設仮勘定	建物、構築物、機械装置及び船舶などの建設または製作のために支出した手付金及び労務費、取得した機械、購入した資材・部品など。
		無形固定資産		営業権、特許権、実用新案権、商標権、意匠権、借地権、地上権、著作権及びソフトウェア制作費など。
		投資その他の資産		投資有価証券、その他有価証券、長期貸付金、投資不動産、敷金及び長期未収金など。
	繰延資産			創立費、開業費、新株発行費、社債発行費、社債発行差金、開発費及び建設利息など。
資産合計			上記すべての合計。	

※固定資産の記入上の注意～直接法・間接法について～

直接法：有形固定資産の金額（取得価額）から減価償却費を直接減額する方法。

間接法：有形固定資産の金額（取得価額）から減価償却費を減額せず、有形固定資産の取得価額と減価償却累計額を両建て併記する方法。減価償却後の有形固定資産の残高は取得価額と減価償却累計額の差額から求められる。

『問5』の**負債・資本**の各調査項目の内容は以下のとおりです。

負債	流動負債	支払手形・買掛金	通常の営業取引により発生した手形債務及び営業上の未払金（電気・ガス・水道料、外注加工賃などの未払金）。
		短期借入金（金融機関）	銀行などの金融機関からの借入金のうち、返済期限が1年以内のもの。
		短期借入金（金融機関以外）	個人及び取引先などの金融機関以外からの借入金のうち、返済期限が1年以内のもの。
		その他の流動負債	未払金、未払税金、未払配当金、繰延税金負債、未払費用、未払利息、前受金、預り金、前受収益などの流動負債、貸倒引当金、有価証券評価損引当金、製品保証等引当金、賞与引当金及び修繕引当金などの引当金。
	固定負債	社債	普通社債及び新株予約権付社債などの未償還残高。
		長期借入金（金融機関）	銀行などの金融機関からの借入金のうち、返済期限が1年超のもの。
		長期借入金（金融機関以外）	個人及び取引先などの金融機関以外からの借入金のうち、返済期限が1年超のもの。
		その他の固定負債	退職給付引当金及び特別修繕引当金などの通常1年を超えて使用される見込みの引当金。
負債合計		上記すべての負債の合計。	
資本	資本金	資本金、出資金、新株式申込証拠金及び新株式払込金。	
	資本剰余金	資本準備金（株式払込金剰余金、株式交換剰余金、株式移転剰余金、新設分割剰余金、吸収分割剰余金、合併差益）、その他の資本剰余金（自己株式処分差益、自己株式処分差損、資本金及び資本準備金減少差益）。マイナスの金額を記入する場合は、金額の先頭に▲を記入してください。（例：▲2000）	
	利益剰余金	利益準備金、その他の利益剰余金（任意積立金、減債積立金、技術研究積立金、事業拡張積立金、退職給付積立金及び未処分利益など）、土地再評価差額金及びその他の有価証券評価差額金。マイナスの金額を記入する場合は、金額の先頭に▲を記入してください。（例：▲2000）	
	その他	租税特別措置法の準備金、海外投資等損失準備金、特別償却準備金などの準備金。マイナスの金額を記入する場合は、金額の先頭に▲を記入してください。（例：▲2000）	
	資本合計	上記すべての資本の合計。マイナスの金額を記入する場合は、金額の先頭に▲を記入してください。（例：▲2000）	
負債及び資本合計		負債合計と資本合計の合計。	

1. 企業の概要 ※全員の方におうかがいします。

問1 本調査票では、金額記入に関する質問がいくつかありますが、消費税の取り扱いについては、原則、税込みで記入してください。ただし、会計処理上税込みで記入することが難しい場合は、下記の口内に「レ」を記入し、税抜きで記入してください。



税抜きで記入する

これからの問いで、税抜きで記入する場合のみ、口内に「レ」を記入してください。税込みで記入できる場合は、問1は空欄で構いません。

問2 御社の経営組織について、該当する番号に1つだけ○をつけてください。

- | | |
|--------------------------------|---------------|
| 1. 株式会社(特例有限会社を除く) | 4. 個人企業(個人経営) |
| 2. 特例有限会社 | |
| 3. 1、2 以外の法人(合名会社、合資会社、合同会社など) | |

この調査票は「法人企業用」です。あらためて個人企業用の調査票をお送りしますので、恐れ入りますが表紙に記載してある問い合わせ先までご連絡ください。

問3 企業を設立した年について、該当する番号に1つだけ○をつけてください。
(創業した年ではなく、商業(法人)登記簿謄本における会社設立の年でお答えください。)

- | | | |
|-------------------|-----------------|------------------------|
| 1. 平成18年(2006年)以降 | 4. 平成15年(2003年) | 7. 平成12年(2000年) |
| 2. 平成17年(2005年) | 5. 平成14年(2002年) | 8. 平成9～11年(1997～1999年) |
| 3. 平成16年(2004年) | 6. 平成13年(2001年) | 9. 平成8年(1996年)以前 |

問4 株式会社(特例有限会社を除く)の方におうかがいします。
株式の譲渡制限の定めの有無について、該当する番号に1つだけ○をつけてください。

- | | |
|--|---------------------------------------|
| 1. 定款に全ての株式の譲渡について会社の承認が必要である旨を定めている
(いわゆる譲渡制限株式会社) | 2. 定款に全ての株式の譲渡について会社の承認が必要である旨を定めていない |
|--|---------------------------------------|

2. 平成18年度決算について ※全員の方におうかがいします。

問5 資産及び負債・資本について、平成18年度決算の貸借対照表などを参照して記入してください。

【問5 記入上の注意点】

- 平成18年度の決算期間で記入してください。それが困難な場合は、直近の決算期の数値によって記入してください。
- 金額は、千円未満を四捨五入し、千円単位で記入してください。
- 「資本剰余金」、「利益剰余金」、「その他」及び「資本合計」でマイナスの金額を記入する場合は、金額の先頭に▲を記入してください。(例：▲2000)
- 記入後、「①負債合計」+「②資本合計」=「③負債及び資本合計」、「④資産合計」=「③負債及び資本合計」になっていることを確認してください。

項目		千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	千
流動資産	現金・預金									千円
	受取手形・売掛金									千円
	有価証券									千円
	棚卸資産									千円
	その他の流動資産									千円
固定資産	建物・構築物									千円
	機械装置									千円
	船舶、車両運搬具、工具・器具・備品									千円
	土地									千円
	建設仮勘定									千円
	無形固定資産									千円
	投資その他の資産									千円
繰延資産										千円
④資産合計										千円

項目		千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	千
流動負債	支払手形・買掛金									千円
	短期借入金(金融機関)									千円
	短期借入金(金融機関以外)									千円
	その他の流動負債									千円
固定負債	社債									千円
	長期借入金(金融機関)									千円
	長期借入金(金融機関以外)									千円
	その他の固定負債									千円
①負債合計										千円
資本	資本金									千円
	資本剰余金									千円
	利益剰余金									千円
	その他									千円
	②資本合計									千円
③負債及び資本合計										千円

※1 固定資産の記入は、原則直接法により記入してください。それが難しい場合は間接法で記入するとともに下の間接法の□に「レ」を記入し、減価償却累計額を記入してください。直接法・間接法については、左ページ(2ページ)を参照してください。

☐ 間接法 減価償却累計額 千円

右ページ問6の記入説明

『問6』の売上高及び営業費用等の各調査項目の内容は以下のとおりです。

売上高			実現主義の原則に従い、商品等の販売または役務の給付によって実現した売上高、営業収益、完成工事高など。
営業費用	売上原価	商品仕入原価	売上高に対応する商品の仕入原価。
		材料費	売上高に対応する材料費。
		労務費	売上高に対応する労務費。
		外注費	売上高に対応する外注費。
		減価償却費	売上高に対応する減価償却費。
		その他の原価	売上原価のうち、商品仕入原価、材料費、労務費、外注費及び減価償却費（売上原価に含まれるもの）以外のその他の原価の合計。
	販売費及び一般管理費	人件費	常用、臨時、役員、正社員、パート・アルバイトを問わず、当該事業年度に支払うべき給料、手当、賃金、賞与等の合計。ただし、福利厚生費及び利益処分による役員賞与は除く。
		地代家賃	土地、建物などの不動産の賃貸料の合計。
		水道光熱費	ガス代、電気代、水道料等の合計。
		運賃荷造費	製造品、商品等の輸送、梱包等に支払った運賃、荷造費の合計。
		販売手数料	売上に対し一定の率で支払う手数料、売上げに対する協力度、回収、成長度などに応じて支払う売上奨励金等の合計。
		広告宣伝費	不特定多数の者に対する宣伝的効果を意図してなされるもので、商品・製品の広告、求人広告、会社広告などの合計。
		交際費	得意先、仕入先、その他事業に関係する者に対して、営業上必要な接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために要した費用。
		減価償却費	販売費及び一般管理費に計上する減価償却費。
		従業員教育費	講師・指導員等経費、教材費、外部施設使用料、研修参加費及び研修委託費などの合計。
		租税公課	印紙税、登録免許税、不動産取得税、自動車税、固定資産税、事業税（付加価値割及び資本割）及び事業所税などの合計。
		その他の経費	販売費及び一般管理費のうち、上記以外のその他の経費の合計。なお、福利厚生費はここに含みます。
営業外損益	営業外収益		受取利息、受取配当金、有価証券の売却益などの営業活動以外により発生した収益。
	営業外費用	支払利息・割引料	銀行その他の金融機関や他の会社からの借入金に対する利息、受取手形を割り引いた場合に支払われる費用で、割引日から手形期日までの期間の利子相当分の合計。
		その他の費用	支払利息・割引料以外の営業外費用に計上される雑損失などの合計。
経常利益（経常損失）			売上高から、売上原価、販売費及び一般管理費を差し引いたものに営業外損益を加えたもの。 「経常利益（経常損失）」＝ 「売上高」－（「売上原価」＋「販売費及び一般管理費」）＋「営業外損益」 経常損失をあらわすマイナスの金額を記入する場合は、金額の先頭に▲を記入してください。（例：▲１０００）
税引前当期純利益（税引前当期純損失）			経常利益（経常損失）に特別利益を加え、特別損失を差し引いたもの。 「税引前当期純利益（税引前当期純損失）」＝ 「経常利益（経常損失）」＋「特別利益」－「特別損失」 税引前当期純損失をあらわすマイナスの金額を記入する場合は、金額の先頭に▲を記入してください。（例：▲１０００）
税引後当期純利益（税引後当期純損失）			税引前当期純利益（税引前当期純損失）から法人税、住民税及び事業税（所得割）を控除したもの。 「税引後当期純利益（税引後当期純損失）」＝ 「税引前当期純利益（税引前当期純損失）」 －（「法人税」＋「住民税」＋「事業税（所得割）」） 税引後当期純損失をあらわすマイナスの金額を記入する場合は、金額の先頭に▲を記入してください。（例：▲１０００）

問6 売上高及び営業費用等について、平成18年度決算の損益計算書及び確定申告書類等を参照して記入してください。

- 【問6 記入上の注意点】
- 1. 平成18年度の決算期間で記入してください。それが困難な場合は、直近の決算期の数値によって記入してください。
 - 2. 金額は、千円未満を四捨五入し、千円単位で記入してください。
 - 3. 損失（「経常損失」、「税引前当期純損失」、「税引後当期純損失」）をあらわすマイナスの金額を記入する場合は、金額の先頭に▲を記入してください。（例：▲1000）

項 目			千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	千			
売上高												千円		
営業費用	売上原価	商品仕入原価										千円		
		材料費										千円		
		労務費										千円		
		外注費										千円		
		※1 減価償却費										千円		
		その他の原価										千円		
	販売費及び一般管理費	人件費											千円	
		地代家賃											千円	
		水道光熱費											千円	
		運賃荷造費											千円	
		販売手数料											千円	
		広告宣伝費											千円	
		交際費											千円	
		※1 減価償却費											千円	
		従業員教育費											千円	
		租税公課											千円	
		その他の経費											千円	
		営業外損益	営業外収益											千円
			営業外費用	支払利息・割引料										千円
その他の費用													千円	
経常利益(経常損失)												千円		
※2 税引前当期純利益(税引前当期純損失)												千円		
税引後当期純利益(税引後当期純損失)												千円		

※1
減価償却費の欄は、固定資産について税法上認められる償却方法に基づき、当期の決算において償却した金額を記入してください。

※2
調査項目には、特別利益（特別損失）についての記入欄はありませんので、税引前当期純利益（税引前当期純損失）の記入は、経常利益から特別利益（特別損失）を加減して算出してください。
計算式が左ページ（4ページ）にありますので、ご参照ください。

問7 平成18年度決算において、取得した資産のうち租税特別措置法上の『中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例（※3）』を適用し、損金経理したものの金額を記入してください。

億	千万	百万	十万	万	千

千円

※3
『中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例』とは
青色申告書を提出する常時使用する従業者の数が1000人以下の個人事業者または資本金1億円以下の中小企業者（大規模法人の子会社などは除きます。）等を対象に、取得価額が30万円未満の減価償却資産を取得された場合、取得価額の全額を損金算入できる制度です。

確定申告書等に添付した少額減価償却資産の取得価額に関する明細書または減価償却資産の償却額の計算に関する明細書（別表十六（一）または十六（二）等）の「備考」欄に記載された事項を基に金額を記入してください。

右ページ問8・問10付問1・問10付問2の記入説明

『問8』の売上高の業種別内訳の内容は以下のとおりです。

建設事業の収入	建築工事、土木工事及び設備工事の完成工事高。
製造品売上高	「製造品売上高」とは、自己の製造した製品を販売した場合の販売高をいいます。他から製造委託を受けたものの販売高も含まれます。 <u>以下の場合、</u>「製造品売上高」には含みませんので注意してください。 ① 仕入商品を加工せず他の事業者へ販売した場合の販売高 ⇒ 「卸売の商品売上高」に記入。 ② 仕入商品を加工せず消費者に販売した場合の販売高 ⇒ 「小売の商品売上高」に記入。 ③ 菓子、パン、建具、畳などを製造し、主として家庭消費者に直接販売した場合の販売高 ⇒ 「小売の商品売上高」に記入。
加工賃収入	発注元から支給を受けた原材料を加工することにより受け取った収入。
情報通信事業の収入	通信業、放送業、情報サービス業、インターネット附随サービス業及び映像・音声・文字情報制作業の収入。
運輸事業の収入	道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、倉庫業及びこん包業などの収入。
不動産事業の収入	不動産取引、不動産仲介、不動産管理及び不動産賃貸などの収入。
卸売の商品売上高	他の者から購入した（仕入れた）商品を、 <u>その性質や形状を変えないで</u> 他の事業者に対して販売した場合の販売高をいいます。営業活動に伴う販売手数料等を含みます。
小売の商品売上高	「小売の商品売上高」とは、仕入商品または製造した商品を<u>主として家庭消費者に</u>販売した場合の販売高をいいます。営業活動に伴う販売手数料等を含みます。 菓子、パン、建具、畳などを製造し、主として家庭消費者に直接販売する場合は、「製造品売上高」ではなく、この「小売の商品売上高」に記載してください。
飲食事業の収入	食堂、レストラン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、料亭及び酒場などの収入。
宿泊事業の収入	旅館、ホテル、簡易宿所及び下宿業などの収入。
サービス事業の収入	専門サービス業（法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、獣医業、土木建築サービス、デザイン・機械設計業、著述・芸術家業、写真業など）、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業（旅行業、家事サービス業、冠婚葬祭業、写真現像・焼付業など）、娯楽業（映画館、興行場・興行団、スポーツ施設提供業など）、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、物品賃貸業、広告業及びその他の事業サービス業（建物サービス業、警備業、労働者派遣業など）の収入。
その他の事業の収入	上記以外の農業、林業、漁業、鉱業、電気・ガス・熱供給・水道業、金融・保険業、医療・福祉及び教育・学習支援業などの収入。

『問10付問1』の有形固定資産及び無形固定資産の各調査項目の内容は以下のとおりです。

有形固定資産	建物・構築物	事務所、店舗、工場及び倉庫などの建造物、社宅、電気設備などの建物、橋、舗装道路及び煙突などの構築物のほか、暖冷房設備、照明設備、昇降機などの付属設備を含む。
	機械装置	工作機械、化学反応装置などの機械装置及びそれに付属する設備。
	船舶、車両運搬具、工具・器具・備品	タンカー、貨物船、はしけ及び漁船などの船舶、鉄道用車両及び自動車などの車両運搬具、測定工具、検査工具などの工具、試験機器、測定機器などの器具及び事務機などの備品（耐用年数1年以上で相当価額以上のもの）。
	土地	工場、事務所及び社宅などの経営目的のために使用している土地。販売目的、投資目的の土地は除く。
	建設仮勘定	建物、構築物、機械装置及び船舶などの建設または製作のために支出した手付金及び労務費、取得した機械、購入した資材・部品など。
無形固定資産		営業権、特許権、実用新案権、商標権、意匠権、借地権、地上権、著作権及びソフトウェア制作費など。

『問10付問2』の投資目的の各調査項目の内容は以下のとおりです。

省力化・合理化（直接部門）	現在行っている事業を省力化・合理化するために取得された固定資産のうち、売上原価を圧縮するためのもの。
省力化・合理化（管理部門）	現在行っている事業を省力化・合理化するために取得された固定資産のうち、販売費・一般管理費を圧縮するためのもの。
新規事業部門への進出・事業転換・兼業部門の強化など多角化	現在行っている事業以外の分野の事業を行うために取得した固定資産。
既存建物・設備機器等の維持・補修・更新	既存の建物・設備機器等の維持・補修・更新のために取得した固定資産。
既存事業部門の売上増大	現在行っている事業部門の能力を拡大するために取得した固定資産。
その他	上記以外の目的で取得した固定資産。

問8 売上高の内訳について、平成18年度決算の損益計算書などを参照して記入してください。

業種別内訳	割 合			
建設事業の収入				%
製造品売上高				%
加工賃収入				%
情報通信事業の収入				%
運輸事業の収入				%
不動産事業の収入				%
※卸売の商品売上高				%
※小売の商品売上高				%
飲食事業の収入				%
宿泊事業の収入				%
サービス事業の収入				%
その他の事業の収入				%
合 計	1	0	0	%

合計して
100%になる
ように、
記入して
ください。

【問8 記入上の注意点】

1. 御社の行っている事業が業種別内訳のどの項目にあてはまるのかは、左ページ（6ページ）の記入説明及び同封の『業種分類表（紫色の冊子）』を参考にしてください。
2. 「卸売の商品売上高」または「小売の商品売上高」（※印の箇所）に記入がある場合は、13ページ「8. 商品（製品）の仕入先・販売先について」も必ず記入してください。

【問9 記入上の注意点】

例）下図の場合、売上高の内訳で最も多いのは「情報通信事業の収入」なので、問9では、「情報通信事業の収入」を100%とし、『業種分類表』を参考に、その内訳を収入の多い順に第3位まで記入してください。

問8

業種別内訳	割 合			
建設事業の収入				%
製造品売上高				%
加工賃収入				%
情報通信事業の収入	8	0		%
運輸事業の収入				%
不動産事業の収入				%
※卸売の商品売上高				%
※小売の商品売上高				%
飲食事業の収入				%
宿泊事業の収入				%
サービス事業の収入	2	0		%
その他の事業の収入				%
合 計	1	0	0	%

問9

内訳	分類番号	事業の種類(分類番号が分らない場合に記入してください)	割合					
第1位	4	0	1	インターネット 附随サービス業	6	0	%	
第2位	3	9	1	ソフトウェア業	4	0	%	
第3位							%	
その他	9	9	2	主たる業種のうち上記以外の事業			%	
合計					1	0	0	%

問9 「問8. 売上高の内訳」で、最も大きい数字を記入した内訳項目（すなわち御社の主たる事業）についておうかがいします。御社の主たる事業について、その内訳を収入の多い順に、同封の『業種分類表（紫色の冊子）』の中から分類番号（3桁）を3つ選び、その分類番号と収入割合を記入してください。それ以外（主業の内訳のうち上位3つ以外）のものは、その他の欄にまとめて記入してください。

内 訳	分類番号			事業の種類(分類番号が分からない場合に記入してください。)	割 合			
第1位								%
第2位								%
第3位								%
その他	9	9	2	主たる業種のうち上記以外の事業				%
合 計					1	0	0	%

合計して
100%になる
ように、
記入して
ください。

問10 設備投資（有形固定資産及び無形固定資産の取得）について、おうかがいします。平成18年度中に設備投資（有形固定資産及び無形固定資産の取得）を行いましたか。該当する番号に1つだけ○をつけてください。

1. 設備投資を行った

2. 設備投資を行っていない

問11へお進みください

【以下の問10付問1、問10付問2は、問10で「1. 設備投資を行った」とお答えの方におうかがいします。】

問10付問1 平成18年度中に行った設備投資額（有形固定資産及び無形固定資産の取得額）を記入してください。

この一年間（当期）に取得した金額を記入してください。また、当期の減価償却額や減価償却累計額ではありませんのでご注意ください。

項 目		千 億	百 億	十 億	億	千 万	百 万	十 万	万	千
有形固定資産	建物・構築物									千円
	機械装置									千円
	船舶・車両運搬具、 工具・器具・備品									千円
	土地									千円
	建設仮勘定									千円
無形固定資産										千円
合 計										千円

問10付問2 平成18年度中に行った設備投資額を100パーセントとして、下記の投資目的に当てはまるものに、その構成比を記入してください。

項 目	割 合			
省力化・合理化（直接部門）				%
省力化・合理化（管理部門）				%
新規事業部門への進出・事業転換・ 兼業部門の強化など多角化				%
既存建物・設備機器等の維持・補修・更新				%
既存事業部門の売上増大				%
その他				%
合 計	1	0	0	%

右ページ問 1 1 付問 2 ・ 問 1 2 ・ 問 1 3 ・ 問 1 4 ・ 問 1 4 付問 1 の記入説明

『問 1 1 付問 2』のリース契約物件の各調査項目の内容は以下のとおりです。

製造機械・装置	自動組立装置、産業用ロボット、製鉄機械、繊維機械などの産業用機械、旋盤、フライス盤などの加工機械など。
建設機械	掘削機械、基礎工事機械、整地機械、コンクリート機械、舗装機械、建設用各種クレーン、仮設用機材など。
コンピュータ及び関連機器	パソコン、周辺機器など。
事務機器または通信機器	複写機、タイプライター、マイクロフィルムシステム、シュレッダー、事務用印刷機器、ファクシミリ、無線通信機器、有線通信機器など。
店舗・商業用設備	POSシステム、ショーケースなど。
調理用設備	厨房設備、冷蔵庫、冷凍庫、その他什器備品など。
輸送機械	乗用車、トラック、荷役運搬機器車輛（コンテナなど）、産業用車輛（フォークリフトなど）、船舶、鉄道車輛など。
その他	上記以外のもの。

『問 1 2』の会社全体の従業者数の各調査項目の内容は以下のとおりです。

有給役員（無給役員は除く）	法人企業の取締役、監査役などの役員に対して支払われる給料を得ている人。無給の役員は含まない。
常用雇用者	期間を定めずに、若しくは1ヶ月を超える期間を定めて雇用している人、または平成19年2月と3月にそれぞれ18日以上雇用している人。
正社員・正職員	一般に正社員・正職員などと呼ばれている人。
パート・アルバイト	常用雇用者のうち、一般に「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」またはそれに近い名称で呼ばれている人。
臨時雇用者	1ヶ月以内の期間を定めて雇用している人、または日々雇用している人。

『問 1 3』の他の会社から派遣されてきている人の内容は以下のとおりです。

他の会社から派遣されてきている人	労働者派遣法という派遣労働者のほかに、在籍出向など出向元に籍がありながらこの会社にきて働いている人。下請先の従業者は除きます。
------------------	---

『問 1 4』の取引金融機関（メインバンク）についての各調査項目の内容は以下のとおりです。

都市銀行・信託銀行等	都市銀行（みずほ、三菱東京UFJ、三井住友、りそな、みずほコーポレート、埼玉りそな、新生、あおぞら※）、信託銀行（「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」によって信託業務を兼営する銀行）など。
地銀・第二地銀	地方銀行（全国地方銀行協会加盟銀行）、第二地銀（第二地方銀行協会加盟銀行、旧相互銀行）。
信用金庫・信用組合	信用金庫（「信用金庫法」に基づく協同組織の金融機関）、信用組合（「中小企業等協同組合法」に基づく協同組織の金融機関）。
政府系中小企業金融機関	商工組合中央金庫、中小企業金融公庫、国民生活金融公庫。
4以外の政府系金融機関	日本政策投資銀行、農林漁業金融公庫など。
農林系金融機関	農林中央金庫、農業協同組合、信用農業協同組合連合会、漁業協同組合、信用漁業協同組合連合会、全国共済農業協同組合連合会。

※ あおぞら銀行は2006年4月1日に、長期信用銀行から普通銀行（都市銀行）へ転換しました。

『問 1 4 付問 1』の借入条件についての各調査項目の内容は以下のとおりです。

本人保証	金銭消費貸借契約書や根保証書などの連帯保証人や銀行取引約定書における包括根保証人があるケースのうち、御社の代表者や、代表者以外の役員が保証人となっている場合をいいます。
物的担保	不動産、預金、有価証券、機械設備に対して、御社借入金を被担保債権として、メインバンクが（根）抵当権設定、質権設定等を行っていることをいいます。
第三者保証	金銭消費貸借契約書や根保証書などの連帯保証人や銀行取引約定書における包括根保証人があるケースのうち、御社の代表者と代表者以外の役員とを除いた第三者（代表者の親族など）が保証人となっている場合をいいます。
公的信用保証	都道府県及び自治体の信用保証協会（全国に52ある）との間で保証委託契約を取り交わしている場合または中小企業金融公庫の信用保証制度を利用している場合をいいます。（民間の信用保証会社による保証は含まれません。）

問11 リースの利用について、おうかがいします。
平成18年度中に新たにリースの契約をしましたか。該当する番号に1つだけ○をつけてください。

リース契約とは、一定期間、特定の資産を占有して使用する賃貸借契約をいいます。
土地・建物の貸借、短期間のレンタル、チャーター、転用リース等は含みません。

1. 平成18年度中に新たに
リース契約(契約更新を含む)を行った
2. リース契約を新たに行わなかった
- 問 12 へお進みください

【以下の問 11 付問1、問 11 付問 2 は、問 11 で「1. 平成 18 年度中に新たにリース契約(契約更新を含む)を行った」とお答えの方におうかがいします。】

問 11 付問 1 平成18年度中に新たに契約したリース契約額の総額を記入してください。

項 目	十 億	億	千 万	百 万	十 万	万	千
新規リース契約額							

千円

【問 11 付問 1 記入上の注意点】
支払リース料ではありません。18 年度中に新たにリース契約を行ったものの契約額と、18 年度中にリース契約期間が終了したため、新たに契約更新を行ったものの契約額が該当します。

問 11 付問 2 新たにリース契約した物件は次のどれですか。あてはまる物件のうち、主なものを3つまで選び、その番号に○をつけてください。

1. 製造機械・装置
4. 事務機器または通信機器
7. 輸送機械
2. 建設機械
5. 店舗・商業用設備
8. その他
3. コンピュータ及び関連機器
6. 調理用設備

3. 会社全体の従業員数 ※全員の方におうかがいします。

問12 御社の会社全体の従業員数を、平成19年3月31日現在で記入してください。(※他社からの派遣社員は除きます。)

区分	合 計 (他社からの派遣社員は除く)				内 訳											
					有給役員 (無給役員は除く)		常用雇用者						臨時雇用者			
							正社員・正職員			パート・アルバイト						
男				人			人					人				人
女				人			人					人				人

問13 御社全体の従業員のうち、他社から派遣されてきている従業員数を平成19年3月31日現在で記入してください。

他の会社から派遣されてきている人	男				人
	女				人

4. 取引金融機関について ※全員の方におうかがいします。

問14 御社の取引金融機関のうち、メインバンクについておうかがいします。
現在、御社のメインバンク(借入れ残高シェアの大小などに関わらず御社がメインバンクと認識している金融機関)はどれですか。該当する番号に1つだけ○をつけてください。

1. 都市銀行・信託銀行等
5. 4 以外の政府系金融機関
2. 地銀・第二地銀
6. 農林系金融機関
3. 信用金庫・信用組合
7. メインバンクはない
- 問 15 へお進みください
4. 政府系中小企業金融機関

【以下の問 14 付問 1、問 14 付問 2 は、問 14 で「1～6」のいずれかをお答えの方におうかがいします。】

問 14 付問 1 メインバンクからの借入条件について、該当する番号すべてに○をつけてください。

1. 経営者の本人保証を提供している
4. 公的信用保証を提供している
2. 物的担保を提供している
5. 1～4 のいずれも提供していない
3. 第三者保証(公的信用保証を除く)を提供している
6. メインバンクからの借入金はない

問 14 付問 2 最近1年間のメインバンクへの借入申込みについて、最も多かった対応はどれでしたか。
該当する番号に 1 つだけ○をつけてください。

1. 申込みを拒絶・減額された
4. 借入条件は緩和され申込額どおり借りられた
2. 借入条件の変更なしで申込額どおり借りられた
5. 増額セールス(※)を受けた
3. 借入条件は厳しくなったが、申込額どおり借りられた
6. 借入申込を行わなかった

※ 増額セールスとは、申し込み金額以上の貸付金額をメインバンクから提案されることをいいます。

右ページ問15付問1・問16付問1・問16付問2の記入説明

『問15付問1』の委託内容は以下のとおりです。（※建設工事の委託は除きます。）

（『問16付問1』の受注内容については、下記の委託内容についての説明を受注に読み替えてください。）

製造委託	御社が販売する物品、製造請負品、部品、原材料、自己使用する物品、金型などの製造を他社に委託すること。
修理委託	御社が請け負っている物品の修理、御社の自己使用する物品の修理を他社に委託すること。
プログラム作成委託	御社が行うプログラム作成を他社に委託すること。
プログラム作成委託以外の情報成果物作成委託	御社が行うテレビ番組作成、工業デザイン、グラフィックデザインの提供などを他社に委託すること。
役務提供委託	御社が行う運送、物品の倉庫保管、情報処理の役務提供を他社に委託すること。 建設業を営む者が請け負う建設工事の委託は含まれません。
上記5以外の役務提供委託	御社が行うメンテナンス（ビル、自動車、機械等）、顧客サポート（アフターサービス、コールセンター等）などの役務提供を他社に委託すること。 建設業を営む者が請け負う建設工事の委託は含まれません。

『問16付問2』の親事業者の定義は以下のとおりです。

親事業者と下請事業者との関係は、以下のとおり、委託を行う側（発注側）と委託を受けた側（受注側）の資本金区分と取引内容で判別します。

＜親事業者の定義＞

① 製造委託、修理委託、プログラム作成委託及び役務提供委託（運送、物品の倉庫保管、情報処理）

御社の資本金が、3億円超の場合は、資本金3億円以下の事業者に標記の委託を行う場合、下請取引に該当します。同様に、資本金が、1千万超3億円以下の場合は、資本金1千万以下の事業者に標記の委託を行う場合、下請取引に該当します。

親事業者 委託を行う側（発注側）		下請事業者 委託を受けた側（受注側）
資本金3億円超	→	資本金3億円以下（個人を含む）
資本金1千万円超3億円以下	→	資本金1千万円以下（個人を含む）

② プログラム作成委託以外の情報成果物作成委託及び役務提供委託（運送、物品の倉庫保管、情報処理を除く）

御社の資本金が、5千万円超の場合は、資本金5千万円以下の事業者に標記の委託を行う場合、下請取引に該当します。同様に、資本金が、1千万超5千万円以下の場合は、資本金1千万以下の事業者に標記の委託を行う場合、下請取引に該当します。

親事業者 委託を行う側（発注側）		下請事業者 委託を受けた側（受注側）
資本金5千万円超	→	資本金5千万円以下（個人を含む）
資本金1千万円超5千万円以下	→	資本金1千万円以下（個人を含む）

5. 委託の状況 ※全員の方におうかがいします。

問15 平成18年度において、問15付問1に掲げる1～6の委託(※1)を行いましたか。該当する番号に1つだけ○をつけてください。

※1 委託とは、自社が行うべき製造、修理、役務等を、自社のために行ってくれるように他社に依頼(外注を含む)することをいいます。
また、建設工事の委託は除きます。

1. 委託を行った 2. 委託を行っていない → 問16へお進みください

【以下の問15付問1、問15付問2は、問15で「1. 委託を行った」とお答えの方におうかがいします。】

問15付問1 行っている委託の内容に該当する番号すべてに○をつけてください。(※建設工事の委託は除きます。)

- | | |
|--------------|--|
| 1. 製造委託 | 4. プログラム作成委託以外の情報成果物作成委託 |
| 2. 修理委託 | 5. 役務提供委託
(御社が行う運送、物品の倉庫保管、情報処理の役務提供を他社に委託) |
| 3. プログラム作成委託 | 6. 上記5以外の役務提供委託 |

問15付問2 上記問15付問1の1～6のいずれかの委託を行っている場合、委託先の企業数及び委託の金額を、国内、海外別に記入してください。

項目	委託先企業数	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	千	
国内への委託											千円
海外への委託											千円

国内への委託とは、企業の国籍を問わず、御社が、他社の日本国内の営業拠点や生産拠点などに委託を行った場合をいいます。
海外への委託とは、企業の国籍を問わず、御社が、他社の海外にある営業拠点や生産拠点に委託を行った場合をいいます。
したがって、海外の日系企業に委託を行った場合は、「海外への委託」に含みます。

※「6. 受注の状況」も同様。

6. 受注の状況 ※主たる事業が建設業の場合は記入不要です。13ページ「7. 工事の受注について」へお進みください。

問16 平成18年度において、問16付問1に掲げる1～6の受注(※2)がありましたか。該当する番号に1つだけ○をつけてください。

※2 受注とは、上記「5. 委託の状況」でいう委託(外注を含む)を他社から受けることをいいます。
また、建設工事の受注は除きます。

1. 受注があった 2. 受注がなかった → 問17へお進みください

【以下の問16付問1、問16付問2は、問16で「1. 受注があった」とお答えの方におうかがいします。】

問16付問1 受けている受注の内容に該当する番号すべてに○をつけてください。(※建設工事の受注は除きます。)

- | | |
|---------------|---|
| 1. 製造の受注 | 4. プログラム作成の受注以外の情報成果物作成の受注 |
| 2. 修理の受注 | 5. 役務提供の受注
(他社が行う運送、物品の倉庫保管、情報処理の役務提供を御社が受注) |
| 3. プログラム作成の受注 | 6. 上記5以外の役務提供の受注 |

問16付問2 上記問16付問1の1～6のいずれかの受注を行っている場合、受注先の企業数及び受注の金額を、国内、うち親事業者(※3)、海外別に記入してください。また、最も取引割合が多い国内の親事業者(1社)の取引額も記入してください。

① 国内、うち親事業者、海外別の受注先の企業数及び受注の金額

項目	受注先企業数	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	千	
国内からの受注											千円
うち親事業者(※3)からの受注(下請)											千円
海外からの受注											千円

※3 下請けにおける親事業者とは、必ずしも資本関係のある親会社ではありません。定義については、左ページ(10ページ)をご参照ください。

② 受注全体(国内+海外)に占める、最も取引割合が多い国内の親事業者(1社)(※4)の取引額を記入してください。

最も取引が多い国内の親事業者(1社)との取引額	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	千	
									千円

※4 最も取引割合が多い国内の親事業者(1社)とは、国内からの受注金額のうち最も取引金額(受注金額)の大きい親事業者をいいます。

右ページ問 17・問 18 付問 1・問 18 付問 2 の記入説明

『問 17』の**工事の受注**についての各調査項目の内容は以下のとおりです。

元請工事	発注者から直接請け負う建築工事、土木工事。
下請工事	建設工事や土木工事を他の者から請け負った建設業者から請け負う建築工事、土木工事。
公共事業	国、特殊法人、地方公共団体などが発注する建築工事、土木工事。

『問 18 付問 1』の**仕入先**の各調査項目の内容は以下のとおりです。

中小企業	中小企業とは以下の範囲をいいます。 ①製造業その他（通信業、新聞業、出版業、旅行業を含む） 資本金 3 億円以下または従業者数 300 人以下の会社及び個人 ②卸売業 資本金 1 億円以下または従業者数 100 人以下の会社及び個人 ③小売業（飲食店を含む） 資本金 5 千万円以下または従業者数 50 人以下の会社及び個人 ④サービス業（情報サービス業、駐車場業、宿泊業を含む） 資本金 5 千万円以下または従業者数 100 人以下の会社及び個人
大企業	中小企業以外のことをいいます。
海外から直接輸入	自己名義で通関手続を行ったもの。
上記以外のその他	官公庁・自治体、団体、医療機関、教育機関など。

『問 18 付問 2』の**販売先**の各調査項目の内容は以下のとおりです。

中小企業	中小企業とは以下の範囲をいいます。 ①製造業その他（通信業、新聞業、出版業、旅行業を含む） 資本金 3 億円以下または従業者数 300 人以下の会社及び個人 ②卸売業 資本金 1 億円以下または従業者数 100 人以下の会社及び個人 ③小売業（飲食店を含む） 資本金 5 千万円以下または従業者数 50 人以下の会社及び個人 ④サービス業（情報サービス業、駐車場業、宿泊業を含む） 資本金 5 千万円以下または従業者数 100 人以下の会社及び個人
大企業	中小企業以外のことをいいます。
海外に直接輸出	自己名義で通関手続を行ったもの。
個人消費者	事業者ではない一般個人消費者。
上記以外のその他	官公庁・自治体、団体、医療機関、教育機関など。

7. 工事の受注について ※主たる事業が建設業の場合は、必ず記入してください。

それ以外の方は、「8. 商品（製品）の仕入先・販売先について」へお進みください。

問17 平成18年度の完成工事高について、元請・下請工事別の発注元数と金額を記入してください。また、元請工事については、「公共事業」「公共事業以外の民間等」別に記入してください。

項 目		発注元数※ (発注者の数)	千 億	百 億	十 億	億	千 万	百 万	十 万	万	千	
元請工事	公共事業	社										千円
	公共事業以外の民間等	社										千円
下請工事		社										千円
合 計		社										千円

※発注元数には、工事の件数ではなく、発注者の数を記入してください。

8. 商品（製品）の仕入先・販売先について

※7ページ「問8売上高の内訳」のうち、『卸売の商品売上高』または『小売の商品売上高』がある場合は、必ずお答えください。それ以外の方は15ページ「9. チェーン組織への加盟の状況」へお進みください。

問18 平成18年度において、販売を目的に商品（製品）の仕入れを行いましたか。該当する番号に1つだけ○をつけてください。（※自家消費目的や製造目的の原材料の仕入れ及びサービス（旅行など）の仕入れは除きます。）

1. 仕入れを行った 2. 仕入れを行っていない → 問19へお進みください

【以下の問18付問1～付問3は、問18で「1. 仕入れを行った」とお答えの方におうかがいします。】

問18付問1 商品（製品）仕入について、その仕入先別の割合を記入してください。

項 目	割 合			
中小企業から仕入れた割合				%
大企業から仕入れた割合				%
海外から直接輸入した割合				%
上記以外のその他から仕入れた割合				%
合 計	1	0	0	%

合計して100%
になるように、
記入してください。

問18付問2 商品（製品）売上高について、その販売先別の割合を記入してください。

項 目	割 合			
中小企業に販売した割合				%
大企業に販売した割合				%
海外に直接輸出した割合				%
個人消費者に販売した割合				%
上記以外のその他に販売した割合				%
合 計	1	0	0	%

合計して100%
になるように、
記入してください。

問18付問3 販売地域について、おうかがいします。

商品（製品）の販売先は、主にどのような地理的範囲ですか。該当する番号に1つだけ○をつけてください。

- | | | |
|-------------|-----------|----------|
| 1. 国内・海外問わず | 4. 近隣都道府県 | 7. 同一市町村 |
| 2. 海外 | 5. 同一県内 | |
| 3. 国内全域 | 6. 近隣市町村 | |

右ページ問 19・問 20 の記入説明

『問 19』のチェーン組織への加盟の状況について、各用語の説明は、以下のとおりです。

ボランティア・チェーン	ボランティア・チェーンとは、独立した個々の店が、独立性を維持しながら多数が結合、組織化して本部を中心に商品の仕入れやその他の業務を共同化するチェーン組織のことをいいます。
フランチャイズ・チェーン	フランチャイズ・チェーンとは、チェーン本部が加盟店との契約に基づき、特定の商標、商号などを使用させる権利を与え、経営指導を行いながら、継続的に商品を提供し、その対価としてロイヤリティを徴収する意図で組織されたチェーン組織のことをいいます。

『問 20』の電子商取引の実施状況について、用語の説明は、以下のとおりです。

電子商取引	電子商取引（インターネット等を通じた商取引、e－コマース）とは、「商取引（企業の収益として計上された金銭的対価を伴う商品としての物品、サービス、情報の交換に関わる一連の業務・行為）のうち一部でもコンピュータを介したネットワーク上で行っていること」を指します。
-------	---

9. チェーン組織への加盟の状況

※主たる事業が製造業の場合は記入不要です。
「10. 電子商取引の実施状況」へお進みください。

問19 御社における平成18年度の主たる事業において、チェーン組織に加盟していますか。該当する番号すべてに○をつけてください。

1. ボランタリー・チェーンに加盟している
2. フランチャイズ・チェーンに加盟している
3. 1、2のいずれも加盟していない

10. 電子商取引の実施状況

※全員の方におうかがいします。

問20 御社における平成18年度の事業活動(決算ベース)において、電子商取引(インターネット等を通じた商取引)を実施しましたか。該当する番号に1つだけ○をつけてください。

例として、受注、原材料購入や販売などの分野で、電子商取引を実施したものの、売上実績や販売実績にはならなかった場合であっても、実際に電子商取引を導入し、利用機会があった場合は、「1. 電子商取引を実施した」に○をつけてください。

1. 電子商取引を実施した
2. 電子商取引を実施しなかった

質問は以上です。
ご協力ありがとうございました。

【以下の問20付問1～付問3は、問20で「1. 電子商取引を実施した」とお答えの方におうかがいします。】

問20付問1 年間売上高(主たる事業が建設業の場合は完成工事高)に占める電子商取引の割合について、該当する番号に1つだけ○をつけてください。

1. 電子商取引を導入しているが、売上高実績がなかった
2. 年間売上高の5%未満
3. 年間売上高の5%以上～10%未満
4. 年間売上高の10%以上
5. 売上高に係るもの(受注・販売活動)においては電子商取引を導入していない

問20付問2 年間調達金額または年間仕入金額に占める電子商取引の割合について、該当する番号に1つだけ○をつけてください。

1. 電子商取引を導入しているが、調達または仕入実績がなかった
2. 年間調達額または年間仕入金額の5%未満
3. 年間調達額または年間仕入金額の5%以上～10%未満
4. 年間調達額または年間仕入金額の10%以上
5. 調達・仕入活動においては電子商取引を導入していない

問20付問3 その他の事業活動(受注・販売、調達・仕入以外)の電子商取引について、該当する番号に1つだけ○をつけてください。(複数行っている場合は、主に行っているものに○をつけてください。)

1. 配送または手配において電子商取引を行った
2. アフターサービスにおいて電子商取引を行った
3. 上記1、2以外の事業活動において電子商取引を行った
4. その他の事業活動において、電子商取引を導入していない

質問は以上です。調査へのご協力、誠にありがとうございました。

後日調査担当より、記入内容について確認させて頂く場合もありますので、記入の終わった調査票は**コピーをとり**、控えとして12月までお持ちください。

記入の終わった調査票は、同封の返信用封筒(黄色)に入れ、**9月16日(日)までに**ポストに投函してください。(切手は不要です。)

